

事 案 一 覧 表

申請種別：乗合バスの上限運賃変更

令和4年6月23日
自動車局旅客課

諮問いたしたい事案
鹿児島交通株式会社（鹿児島県：南九州ブロック）

目 次

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容 . . .	3
鹿児島交通（鹿児島県・南九州ブロック）	
事案一覧株式会社	4
パブリックコメントのプレスリリース	6

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容

事業者名	鹿児島交通(株)	
前々回改定実施年月日	平成元年6月3日	
前々回平均値上率	6.4%	
前回改定実施年月日	平成7年7月27日	
前回平均値上率	7.1%	
現行上限運賃と改定運賃の比較	現行上限運賃	申請上限運賃
特殊区間制運賃 1区	190円	190円
2区	220円	220円
キロあたり賃率	26円90銭 28円40銭	34円90銭
初乗り運賃	140円	160円
平均改定率	20.7%	
申請年月日	令和4年3月30日	
実施予定日	令和4年10月1日	

事案一覧について

申請	年月日	申請者	申請内容	査定
申請	令和4年3月30日	<p>鹿児島交通(株)</p> <p>代表取締役社長 いwasaki よしたろう 岩崎 芳太郎</p> <p>資本金 20百万円</p> <p>株主 いwasakiコーポレーション(株)</p>	<p>[特殊区間制] 1区190円、2区220円</p> <p>[対キロ区間制]</p> <p>基準賃率 26円90銭 28円40銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍 2.0 km をこえ 10.0 km まで : 基準賃率の 1.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 140円</p>	申請どおり
諮問	令和4年6月22日	<p>免許キロ 3,774.5キロ</p> <p>内、一般乗合免許キロ 3,190.9キロ</p>	<p>[特殊区間制] 1区190円、2区220円(現行どおり)</p> <p>[対キロ区間制]</p> <p>基準賃率 34円90銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍 2.0 km をこえ 10.0 km まで : 基準賃率の 1.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 160円</p>	

Ⅱ. 査定内容 (鹿児島交通)

1. 申請理由

数十年継続しているバス利用者の減少に伴い、バス事業を継続するために上限運賃の改定申請を行わざるを得ない状況となっていることから、本申請に及んだもの。

2. 申請者の概要

(1) 事業別収入ウェイト及び収支率

事業別	規模	収入ウェイト	収支率	
一般乗合	534 両	41.7 %	60.3 %	
高速バス等	97 両	22.0 %	129.2 %	
その他		%	%	
(内訳)	特 定	75	6.5 %	105.2 %
	貸 切	18	1.3	63.5 %
	海 運		26.2	110.9 %
	そ の 他	14	2.3	71.6 %
全事業		100.0 %	82.3 %	

(2) 配当額 無配

(3) 累積欠損 (全事業) 637 百万円

(4) 乗合バス運賃制度別収入ウェイト

特殊区間制	23.1 %
対キロ区間制	76.9 %

3. 前回改定

平成7年7月27日

平均値上率 7.1 %



令和4年6月14日
自動車局旅客課

同時発表：九州運輸局

鹿児島交通株式会社の路線バスの上限運賃変更に関するパブリックコメントを実施します

鹿児島交通株式会社より、道路運送法第9条第1項に基づき、路線バスの上限運賃の変更認可申請がありました。
当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴くために、別紙意見公募要領にて御意見を募集します。

1. 運賃改定の申請概要について

(1) 申請日：令和4年3月30日(水)

(2) 申請事業者：鹿児島交通株式会社(鹿児島市山下町9番5号)

(3) 申請内容(現行・申請運賃額)

	現行	申請
1. 対キロ区間制		
①基準賃率	26円90銭 28円40銭	34円90銭
②初乗運賃	140円	160円
2. 特殊区間制 (鹿児島市内)	1区 190円 2区 220円	(現行どおり)

※平均値上げ率：20.7%

(4) 実施予定日

令和4年10月1日

2. 乗合バスの運賃及び料金の認可について
乗合バスの運賃・料金は、道路運送法第9条第1項に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。認可にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとさせていただきます。

3. パブリックコメントの意見提出について

別紙意見公募要領をご確認の上、ご意見をご提出願います。

連絡先 国土交通省自動車局旅客課 佐藤、笠井
TEL:03-5253-8111(内線41204,41233)
TEL:03-5253-8568(直通)
FAX:03-5253-1636